

新型コロナウイルス関係のお知らせ

R3年4月以降に65歳以上の 新型コロナウイルスのワクチン接種が始まります

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、国民の生命および健康を守るため、新型コロナウイルスのワクチン接種が始まります。

65歳以上の人の接種券(クーポン券)は、3月下旬に郵送する予定です。64歳以下の人の接種券については後日お知らせいたします。

ワクチンを接種することで、発症や重症化を予防し、自分の身を守ることに繋がります。そして感染予防対策として、引き続き、マスク着用、こまめな手洗いなどを徹底しましょう。

※今後、ワクチン供給の見直しの可能性がありますので、接種時期などの詳細につきましては、分かり次第お知らせいたします。

〈問い合わせ〉健康推進課保健係 TEL(67) 2704

南阿蘇村新型コロナウイルス対策宿泊事業者支援給付金について

新型コロナウイルスにより売上が減少した村内宿泊業者に対し支援金を給付します。

《支援給付金の対象》

【業 種】 宿泊業(※旅館業法(昭和23年法律第138号)の許可を受けた事業所に限ります。)

【対象者】 ※次のすべてに該当すること

- 南阿蘇村商工会会員または令和3年2月1日現在で村内に住所を有している事業者
- 支援金の申請日において現に当該営業をしている事業者
- 宿泊業で生計を営んでいる事業者(営業収入の1/2以上が宿泊事業の収入であること)
- 令和2年2月1日までに村内で創業している事業者

【要 件】 令和元年分の営業収入が100万円以上で、令和2年分収入が令和元年分の営業収入より50万円以上の減収があったもの(各種補助金の収入は除く)

※災害などにより施設が被災し、令和元年の営業ができなかった場合は、被災前の営業収入が基準

【支援給付金の額】 一律 500,000円

【算出例】 (A) 令和元年分収入(1,120千円) (B) 令和2年分収入(500千円)の場合

(A) - (B) = 減収額: 620千円

50万円以上のため支援給付金対象となります。

【支援金の申請について】

受付期間: 3月26日(金)まで ※閉庁日を除く

受付場所: 南阿蘇村役場 産業観光課

受付時間: 午前10時から午後4時まで

※交付申請は複数の事業所があっても1事業者、1回限りとします。

【必要書類】

- 南阿蘇村新型コロナウイルス対策宿泊事業者支援給付金申請書および請求書
(村ホームページ、役場庁舎ロビー、南阿蘇村商工会本所により公開、設置)
- 令和元年、令和2年分の確定申告書の写し
(令和2年分の申告手続きがお済みでない場合は、確認できる書類を添付)
- 営業許可書の写し

〈問い合わせ〉産業観光課商工観光係 TEL(67) 1112